

シカ等林業被害緊急対策に係る有害鳥獣捕獲等事業特記仕様書

本特記仕様書は「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）」を補足し、本事業における固有の技術的要件、特別な事項を定めているものである。

1 事業の目的

近年、ニホンジカの個体数の増加及び生息域の拡大等を背景として、森林においては、低木・草本類などの下層植生が食害を受けるとともに、中・高木層においても剥皮被害や枯死、倒木等が発生している。その被害は人工林のみならず天然林にも及んでおり、森林の有する生物多様性の低下や希少種の絶滅といった事態を招いている状況にあり、また、森林の機能の劣化による土壌流出、裸地化も引き起こしており、国土保全上の観点からも被害の対策が急務となっている。

このため、国有林内に生息するニホンジカの捕獲により、森林・林業被害の防除に資することを目的とする。

2 捕獲対象種

捕獲対象種はニホンジカとする。

3 事業対象地域

鹿児島県熊毛郡屋久島町大字永田 平瀬国有林9林班外（別添位置図のとおり）

4 事業内容

（1）実施期間

契約日の翌日から令和8年7月 31 日（金）まで

（2）捕獲

① 捕獲期間

各林道で 30 日間以上

② 捕獲方法

くくりわなを設置し捕獲する。設置にあたっては、最大限の捕獲効果が得られるよう配置を工夫すること。また、使用するわなは、委託者貸与のわなとする。

③ 設置地区ごとの設置台数、捕獲目標頭数、個体処理方法、見回り・給餌回数、林道等走行距離

設置地区については、別添位置図に示す区域内に監督職員と協議のうえ決定する。なお、捕獲効率向上の観点から、監督職員と協議のうえ区域内のわな設置数を増加することは妨げない。

また、見回り（わな等の維持補修を含む）、給餌（現地のカラスザンショウ等を利用する）については、わな稼働時は原則として毎日見回ること。

ア 大川林道	くくりわな	40 基
	捕獲目標頭数	32 頭

個体処理方法 集合埋設(埋設穴は発注者が準備)
見回り・給餌回数 30回
林道等走行距離(片道)9.8km

イ 小揚子林道 ぐくりわな 40基

捕獲目標頭数 32頭

個体処理方法 集合埋設(埋設穴は発注者が準備)
見回り・給餌回数 30回
林道等走行距離(片道)7.6km

ウ 捕獲目標頭数 64頭

捕獲目標頭数はあくまで目標であり期間中に可能な限り多く捕獲すること。

ただし、捕獲目標数を超過することが予想できた時点で、監督職員に報告すること。

なお、捕獲目標頭数に達しない場合は、原因の究明及び対応等の経緯を文書にて提出をすること。

④ 止め刺し

止め刺しについては、安全対策を十分行うとともに、適正に実施すること。

なお、止め刺しについては、銃器以外の方法(電殺、刺殺、撲殺等)によるものとする。

ア 電殺器による止め刺し時の安全措置

電殺器による止め刺しについては、感電防止に努め、安全対策に万全を期するものとし、特に以下の点に留意し実施すること。

(ア) 降雨・降雪中や作業者の体が濡れている場合は、絶対に使用しない。また、作業中に雨が降ってきた場合は、すぐに作業を中断すること。

(イ) 足元は、必ず絶縁できるゴム長靴を着用すること。

(ウ) 手袋は、電気が流れない材質で厚みのあるもの(耐電ゴム手袋等)を着用すること。厚みが薄い場合は電気が通過する危険性がある。

(エ) 止め刺し者は、シカの反撃によって跳ね飛ばされたヤリの突端が、自身や周囲の者へ接触しないよう電殺ヤリの操作に慎重を期すとともに、周囲の者とも十分な離隔距離を確保すること。

⑤ 捕獲個体の処理

捕獲した個体の処理については、4(2)③に明示した方法で、国有林内の埋設穴に埋設するものとする。

(3) 自動撮影カメラによる生息状況等調査

各林道で自動撮影カメラを1基(合計2基)設置し、シカの生息状況等を調査する。

調査及び分析に係る詳細は共通仕様書5.1.1から5.1.4までを参照すること。また、地点によっては自動撮影カメラの設置にあたり、自然公園法等に基づく許認可手続が必要となることに留意すること。

なお、調査に使用する自動撮影カメラ式(カメラ本体、記録媒体、バッテリー)については、委託者から受託者への貸与とする。

(4) 業務記録

① 業務日誌(日報)

着手から完了までの日について、業務日誌を作成すること。業務日誌の様式につ

いては、様式を示す記載事項が含まれていることを条件に、任意の様式を使用して差し支えない。

② 記録写真

捕獲した個体毎に下記により捕獲状況や埋設処理等が確認できる写真を撮影し提出すること。

- ア 受託者名、捕獲者名、捕獲日時、捕獲場所、処分方法、事業名を明記した黒板等とともに捕獲個体を撮影すること。
- イ 捕獲個体の撮影は、原則「右向き」の状態(撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。)にさせ、スプレー等でその識別が可能となるよう下記(ア)から(ウ)順でマーキングし、そのマーキングが分かるように撮影すること。
 - (ア) 部位(原則として尾、ただし捕獲固体の状態や地域の実情に応じて適切に取り扱うこととする。)を個体の色と異なる色のペンキ等で着色。
 - (イ) 脳体中央に個体の色と異なる色のペンキ等で「山」とマーキング。
 - (ウ) 上記(イ)で記した「山」のマーク上に、「山」の色及び個体の色と異なるペンキ等で、捕獲年月日、捕獲した順に付与する番号をマーキング。
 - (エ) 撮影後、シカの尾を付け根から切除し、サンプル毎に冷凍保存する。保存したサンプルにはそれぞれ 1km メッシュ番号、性別、年齢(成獣か幼獣か)の情報を付して保管し、業務報告書提出時等にまとめて提出すること。
- ウ 埋設する個体については、埋設直前に個体を埋設穴に置いた状態で撮影すること。
- エ 食肉加工業者等へ利用による処分を依頼する場合
 - (ア) 捕獲した個体については、上記 4(3)②イ(ア)に準じて着色したうえで、4(3)②アに準じて捕獲した頭数が分かるように写真を撮影する。
 - (イ) 処分を依頼した個体については、受託者が処分を依頼した者(以下「依頼者」という。)に個体を引き渡す際に、個体の受領について依頼者が証明した書面(「別紙様式1」を参考)を整備すること。

(5) 安全対策

① 事前に実施しておく事項

事業区域内(見回り・給餌の区域内)については、本事業の実施期間中は関係者以外の立入禁止区域を設定し立ち入りを制限するために、次の安全対策を実施すること。

- ア 事業開始前に入林者への周知のため、監督職員と協議のうえ、事業区域へ通じる林道等の入口に標識及び看板を設置するとともに、ゲート(カラーコーン、トラロープ等)を設置する。
- イ その他、実施にあたり必要な安全対策を講じること。
- ウ 事故等が発生した場合は、提案している「緊急時の連絡体制図」に基づき、速やかに委託者に報告すること。

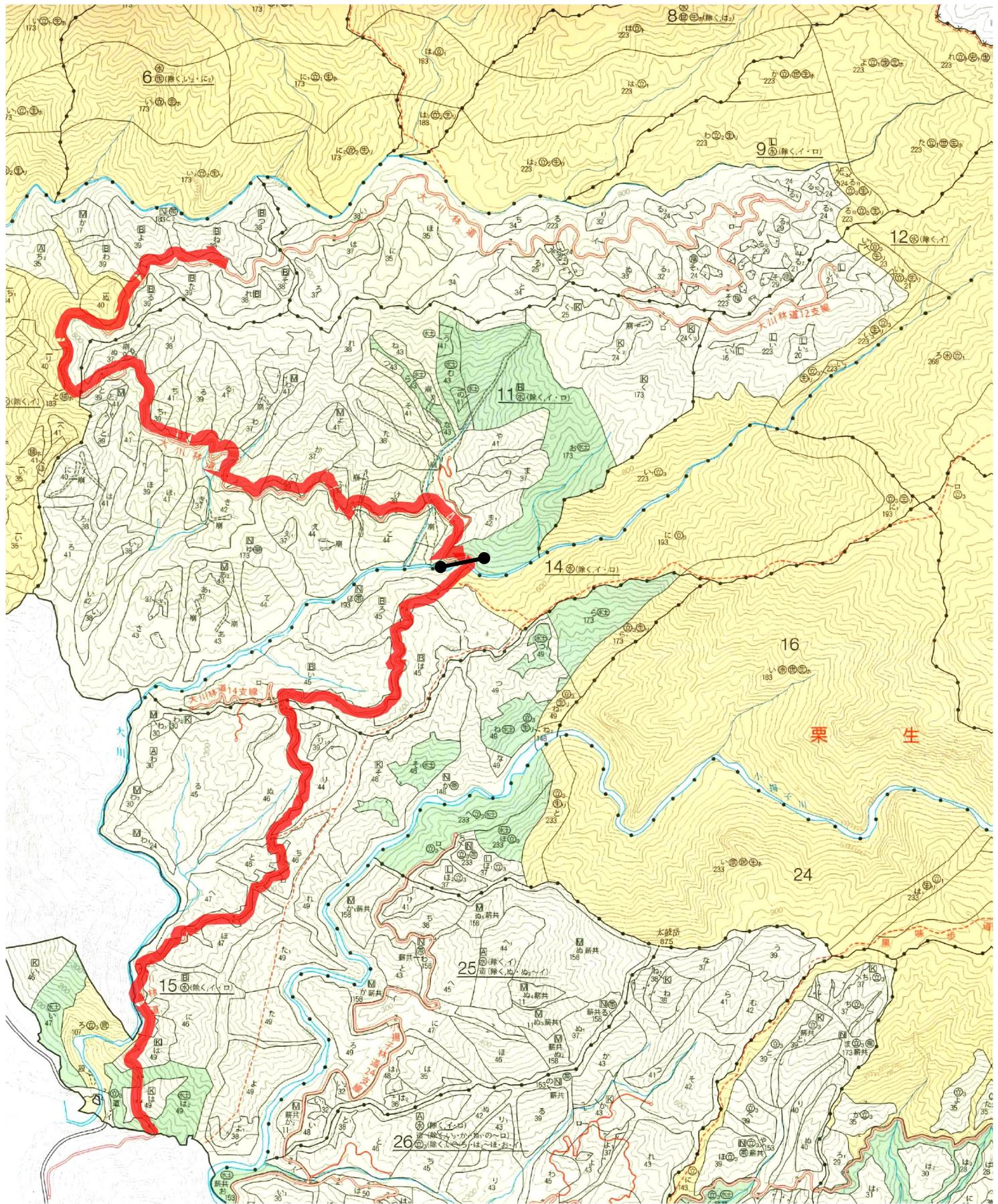
5 他事業との関連

捕獲及び処分については、他事業との重複はできない。(本事業で捕獲したシカを用いて国、県等が交付する捕獲交付金を受領してはならない。)

6 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者(監督職員等)と受託者が協議のうえ決定するものとする。

事業実施位置図(大川林道) 別図 1



事業実施位置図(小揚子林道) 別図2

林道ゲートまで

